

こんなときにはこんな手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満のかたすべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。次のようなときには、役場へ自分で届出をすることが必要です。届出を忘れずに行いましょう。

○20歳になったとき

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金保険に加入していないかたが20歳になったときは、「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

- 持ち物…印鑑

○会社を退職したとき

60歳になる前に、会社などを退職したときは、「国民年金被保険者資格取得届」を、その被保険者の被扶養配偶者であったかたは「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

- 持ち物…退職日を確認できるもの（離職票や厚生年金資格喪失証明書など）、印鑑、年金手帳

○収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき（パート収入などが130万円以上になったとき）は、「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

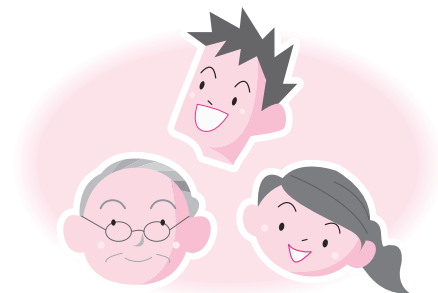
- 持ち物…扶養から外れた日の確認できるもの（厚生年金資格喪失証明書など）、印鑑、年金手帳

※各種届出用紙は役場1階の住民課にあります。

なお、会社や役所、学校などに勤めているかたとその被扶養配偶者のかたについては、勤務先で手続きが行われますので、自分で行う必要はありません。

国民年金

〔問合先〕
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



冬本番を迎え、朝夕は冷え込みが一段と厳しくなりました。家庭ではいろいろな暖房器具が使われているのではないのでしょうか。寒い夜にアンカや湯たんぽで温まった布団に入るのとても気持ちが良いですね。ところで皆さん、「低温やけど」ってご存知ですか？なかなか耳にすることの少ない言葉だと思いますが、冬場のこの寒い時期に特に多く見られるやけどです。

低温やけどは、電気アンカ、電気こたつ、使い捨てカイロ、電気毛布、電気カーペットなど冬の暖房器具で長時間接触、圧迫を受けることにより知らず知らずに（熱いという感覚がない）皮膚の表面から奥までやけどが達してしまうものです。皮膚の表面はわずかなやけどに見えても、内部は組織が死んでしまい、重症となることが多いようです。



低温やけどに
ご注意ください！

羽島郡広域連合
☎388-1195



60 くらいの温度で1時間、50 でも3時間、42 でも6時間で低温やけどになると言われています。睡眠中は痛みや熱さに対する反応が鈍くなるため、特に注意が必要です。また、乳幼児や高齢者は自分で温度調節ができない場合があるため、周りの人が注意を払ってあげてください。

低温やけどは水で冷やしてもほとんど効果がありません。もしも低温やけどをしてしまった時は、早めに専門医の診察を受けましょう。